

Introduction

みなさん、こんにちは、ハピです。みなさんの資産形成を考える上で必要となる金融・経済用語を基礎からご紹介します。妹のハナと一緒にゆっくり勉強していきましょう！



ハピ

世界初の犬のファンド・マネジャー、「ワンド・マネジャー」として働く金融のエキスパート。すべてのお客様にハッピーをお届けするため、世界中を駆け回ります！



ハナ

お金や経済のことはサッパリわからないけど、兄のハピにはめっぽう強気。つみたてNISAが始まったことを知って、「自分もチャレンジした」とやる気MAXです！



NISA あれこれ Part7

NISAについては、わたし相当勉強したよね。今日にでも口座開設に行けちゃうと思う。



最後に「ジュニアNISA」と「つみたてNISA」について説明するね。併せて一般的なNISAで取引できる商品とそうでない商品についても簡単に話しておくね。

NISAって一つだけじゃないの？それに、取引できる商品とそうでない商品？そんな大事なことはもっと早く話してくれればいいのに…。



詳しく解説するワン！

実は、NISAには種類があります

1 ジュニアNISAとつみたてNISA、目的によって使い分けよう！

ジュニアNISA

- 子供の将来のための資産形成をサポートする非課税制度。日本国内に居住する0～19歳の未成年者が利用可能。
- 運用・管理は、対象者に代わり親・祖父母等の親権者等が行う。
- 非課税枠は年間80万円まで。5年間で最大400万円（80万円×5年）までの投資元本から得られる収益が非課税に。
- 運用資金の払い出しに制限（原則18歳までは払い出しできない）。
- 20歳以降は自動的にNISA口座が開設される。

つみたてNISA

- 長期の資産形成をお考えの投資未経験者や初心者をサポートするため導入された非課税制度。日本国内に居住する満20歳以上が利用可。
- 非課税枠は年間40万円まで。20年間で最大800万円（40万円×20年）の投資元本から得られる収益が非課税に。
- 投資対象は金融庁に届出された株式投資信託とETF（上場投資信託）で、定期的に継続して積立を行うことが条件。
- 一般のNISAとつみたてNISAの併用は不可。

2 NISA口座で取引できる商品と取引できない商品（注：つみたてNISAについては上の記載をご参照ください）



株式投資信託、国内株、外国株、国内ETF、海外ETF、ETN（上場投資証券）、国内REIT（J-REIT）、海外REIT、新株予約権付社債（ワラント債）



非上場株式、預貯金、債券、公社債投資信託、MMF・MRF、eワラント、上場株価指数先物、FX（外国為替証拠金取引）、金・プラチナ等

2019年12月、政府与党は「令和2年度税制改正大綱」を決定。ここで、一般NISAとつみたてNISAの投資期間をそれぞれ5年間延長。ジュニアNISAは、2023年の現行法の期限をもって新規口座の開設を終了し、2024年から既存口座の払い出し制限を解除することになったよ。

ご注意：上記は作成日時時点の情報を基に作成しています。今後法律の改正等により手続きやその内容等が変更となる場合があります。



ご留意事項

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。したがってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

●投資信託に係る費用について

【お申込みいただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。】

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.85%（税抜3.50%）
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・運用管理費用（信託報酬） 上限2.068%（税抜1.88%）
- その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。
投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等でご確認下さい。

◀ご注意▶

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ドイツ・アセット・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

なお、当社では投資信託の直接の販売は行っておりませんので、実際のお申込みにあたっては、各投資信託取扱いの販売会社にお問合せ下さい。

ドイツ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第359号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会